屋外広告物制度について

宮崎市版・365日誕生花
マスコットキャラクター
ねこのひげ

8月31日生

宮崎県シンボルキャラクター
みやざき犬

11月11日生

屋外広告物のこと
あなたは知ってる？

屋外広告物についてのお問合せ先

【宮崎市内】

宮崎市景観課

「宮崎市屋外広告物条例」の適用を受けます。

【宮崎市を除く県内全域】

宮崎県都市計画課美しい宮崎づくり推進室

西臼杵支庁土木課

各土木事務所（宮崎土木を除く）

「宮崎県屋外広告物条例」の適用を受けます。

＼皆様のご理解とご協力をお願いいたします／

屋外広告物とは？

- 継続的に（常時又は一定の期間継続して）
- 建物の外で（屋外で）
- 多くの人々に対して（公衆に表示される）
- 看板や工作物等を使って表示するもの

（看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出・表示されるもの）

例えば…営利を目的としないもの
自分の敷地内に出すもの
文字を使わない絵画や写真
でも、屋外広告物になるワン！

屋外広告物の例

屋外広告物制度の目的

- 美しい風景を守る
- 看板によるけがを防ぐ

禁止・規制の内容

禁止広告物

危険な広告物や著しく汚い広告物の表示を禁止します。

（サビによるポールや看板の破損など）

禁止物件

原則として広告物が出せない物件があります。

（郵便ポストや信号機、街路樹や電話ボックスなど）

禁止地域

原則として広告物が出せない地域があります。

第１種	第２種	第３種
自然公園(特別地域)や史跡名勝天然記念物のある区域など	自然公園(普通地域)や都市公園、高速道路、第1･2種低層住居専用地域など	第1･2種中高層住居専用地域や主要駅の駅舎、カーフェリーターミナルの周辺など

規制地域

広告物を出すために許可が必要な地域があります。

第１種	第２種	第３種
市及び都市計画区域を有する町の区域のうち用途地域を除く区域	第1･2種住居地域や準住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域など	近隣商業地域や商業地域、都城市及び延岡市の工業地域の一部など

厳しい ← **規制の度合い** → **緩やか**

屋外広告物を出すためには、
原則として**許可が必要**なんだワン！

違反広告物に対する取組

違反広告物は、まちの景観を損ねるだけではなく、交通安全上も危険な場合があります。

違反のはり紙などは、発見して除却を行っています。

違反広告物
を発見！！

除却完了！
きれいになったね☆